

道の駅おりつめ産直オドデ館で商品販売を希望する 生産者・事業者を募集します。

道の駅おりつめ産直施設オドデ館（指定管理者：㈱九戸村総合公社）は、現在リニューアル工事中ですが、完成後、販売商品の充実を図るため、新規の商品販売生産者又は事業者を募集します。

1. 募集対象者

- (1) 九戸村内の生産者又は事業者に限定します（個人の場合、村内に居住していること。法人の場合、村内に主たる事業所を有していること。）。
- (2) 次の施設利用要件を満たすことが必要です。

- ① 公の秩序又は善良の風俗に反する行為は行わないこと。
- ② 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失する行為を行わないこと。
- ③ 施設の適正管理のため、下記の事項を遵守すること。
 - ・ 産直施設の名誉を傷つける行為は行わないこと。
 - ・ 農産物の場合、農薬栽培履歴書を提出し農薬残留基準を遵守すること、有害植物（毒キノコ等）を販売しないこと。
 - ・ 加工品の場合、必要な営業許可を変更の都度提出し、食中毒等を発生させないこと。
 - ・ 産直施設での商品販売に積極的に取り組み、販売実績を残すこと。
 - ・ 産直施設の顧客の利益を損ねることなく、顧客クレームに速やかに対応すること。
 - ・ 指定管理者の指示に従い、他の施設利用者と協調し、迷惑行為を行わない。
 - ・ 九戸村又は指定管理者への税金及び債務を滞納しないこと。

2. 商品販売の条件

- (1) 商品の出荷は、指定管理者である公社の指示に従い、自ら行ってください。
- (2) 商品販売に係る研修会を別途開催しますので、参加をお願いします。
- (3) 商品に関するトラブル等は自らの責任で速やかに対処してください。
- (4) 商品の販売は、全てオドデ館のレジを通すこととし、売上金額の15%を販売手数料等として天引きいたします。
- (5) 上記の施設利用要件を満たさない事由が発生した場合は、オドデ館における商品販売利用の許可を取り消すことがあります。

3. 応募の締切

令和4年7月20日(水) 必着

4. 応募方法

別紙申請書に記入のうえ、株式会社九戸村総合公社まで提出してください。

【提出先・問合せ先】

(株)九戸村総合公社事務室（オドデ館内）

電話：0195-42-4400 FAX：0195-43-3027

Email：a-odode@salsa.ocn.ne.jp

5. 利用許可等のスケジュール

7月中に審査を行い、8月上旬までに利用許可の通知を差し上げます。

なお、商品販売は、オドデ館プレオープン予定の8月下旬からとなります。

※新規申請用

令和 年 月 日

(道の駅おりつめ指定管理者)

㈱九戸村総合公社代表取締役社長 晴山 裕康 様

(住所・所在地) _____

(氏名又は社名) _____ 印

※署名の場合は押印不要

※法人の場合は社名及び代表者名を記入のこと

産直施設オドデ館商品販売利用申請書

項目		記入欄
連絡担当者	【氏 名】	【電話番号】
現在の事業状況及び申請理由		
利用基準	<p>【該当項目番号を○で囲んでください。】</p> <p>1 下記の利用基準を遵守できる。</p> <p>2 下記の利用基準を遵守できない。</p> <p>(遵守できない項目: _____)</p> <p>《オドデ館利用基準》</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為を行わないこと。</p> <p>(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失する行為を行わないこと。</p> <p>(3) 下記の事項を遵守すること。</p> <p>① 産直施設の名誉を傷つける行為を行わないこと。</p> <p>② 農産物の場合、農薬栽培履歴書の提出し農薬残留基準を遵守すること。有害植物(毒キノコ等)を販売しないこと。</p> <p>③ 加工品の場合、必要な営業許可写しを変更の都度提出し、食中毒等を発生させないこと。</p> <p>④ 産直施設での商品販売に積極的に取り組み、販売実績を残すこと。</p> <p>⑤ 産直施設の顧客利益を損ねることなく、顧客クレームに速やかに対応すること。</p> <p>⑥ 指定管理者の指示に従い、他の施設利用者と協調し、迷惑行為を行わないこと。</p> <p>⑦ 九戸村又は指定管理者への税金及び債務を滞納しないこと。</p>	
販売商品	農産物	
	加工食品	(弁当・惣菜を含む) ※営業許可証写しを添付のこと。
	木工・手芸・その他	
その他特記事項		